

(3) 災害派遣活動時における自衛隊との連携

家畜伝染病に係る殺処分は、第一義的には所有者の義務であるが、まん延防止のため緊急の必要があるときは都道府県の事務とされており、その際は都道府県職員のほか、市町村、関係団体等の協力を得て対応することが望ましいが、甚大な被害の発生時には、自衛隊の協力を得ることがやむを得ない場合もあるものとする。

そのような場合に、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるためには、都道府県において、家畜伝染病発生時に関係機関から協力を得るための仕組みを整備しておくとともに、自衛隊を含めた関係機関と平素から連携を図っておくことが重要である。

防疫指針では、平時からの取組として、都道府県は、関係機関との間で連絡窓口の明確化、家畜の飼養状況、動員計画等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備することなどが求められている。また、農林水産省は、都道府県における関係機関との連携状況を把握し、必要な指導及び助言を行うこととされている（参考1、2）。

農林水産省では、家畜伝染病発生時における自衛隊派遣に関する都道府県との調整の際に、家畜伝染病の感染拡大防止の観点から特に緊急性の高い作業の優先順位付けを行うよう従前から指導しているほか、令和2年度に大規模農場において家畜伝染病が連続発生したことを踏まえ、3年3月及び10月に防疫指針等に大規模農場においては発生豚（鶏）舎等の殺処分を優先して行う等迅速な防疫措置を図るための作業の優先順位付けを実施することを盛り込み、都道府県に対しては、感染リスクが高く緊急性が高いため優先的に殺処分を実施する必要がある鶏舎をまずは自衛隊に依頼するなど、緊急性を考慮の上、自衛隊と調整するよう助言しているとしている。

このことに関し、家畜伝染病に係る自衛隊災害派遣の状況を踏まえ、防衛省からは、i) 部隊と自治体との間の作業分担に係る事前調整を適切に実施すること、ii) 緊急性、公共性及び非代替性を踏まえた上で、緊急性・優先順位の高い豚（鶏）舎等を自衛隊が担当し、自衛隊の活動終了後、自衛隊は撤収するといった作業分担を要望する意見もあった。

（参考1）「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（抄）

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第2-1 平時からの取組

1 農林水産省の取組

(1) ～ (4) (略)

(5) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を

図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

2 都道府県の取組

(1)～(4) (略)

(5) 発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況、(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、(2)から(4)までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

(6)～(8) (略)

(参考2) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(抄)

【留意事項49】防疫措置に必要な人員の確保に関する事項

1～4 (略)

5 都道府県は、他の都道府県又は関係機関に協力を要請する場合、作業体制、作業要領、後方支援、報道対応等に係る方針(役割分担及び派遣期間を含む。)を明確にし、速やかに殺処分等の防疫措置が実施できるようにする。

【留意事項50】発生農場における防疫措置の実施に関する事項

1・2 (略)

3 都道府県は、大規模農場において防疫措置が必要となった場合、感染拡大防止の観点から、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備、周辺環境(周辺農場数、豚等の飼養密度等)等を考慮の上、防疫指針第5の2の患畜又は初発の疑似患畜が確認された豚舎及びその周辺豚舎で飼養されている豚等、臨床症状が確認されている豚等との殺を優先して行う等迅速な防疫措置を図るため作業の優先順位付けを実施すること。

4・5 (略)

ア 調査対象都道府県における自衛隊との役割分担の設定状況

今回調査した45都道府県のうち、殺処分に関する自衛隊との役割分担について定めているとするものは、豚熱が10都道府県(22.2%)、高病原性鳥インフルエンザが13都道府県(28.9%)であった。その内容については、自衛隊に依頼する殺処分作業の内容について具体的に定められている例がみられる一方、中には、依頼作業に殺処分以外の作業(消毒等)が含まれている例もみられた。

また、役割分担を定めていない理由について、都道府県では、飼養規模や豚(鶏)舎の構造等が農場ごとに異なるため、家畜伝染病発生の都度、自衛隊と調整して役割分担を決定していること等を挙げているほか、自衛隊に対し、平時の打合せの中で依頼する作業を示しているとするものもあった。

イ 家畜伝染病発生時における対応状況

実地調査した17都道府県のうち、自衛隊派遣事例のある14都道府県で自衛隊との役割分担を定めていたとするものは、豚熱が3都道府県、高病原性鳥インフルエンザが4都道府県であった。

自衛隊との役割分担を定めていなかった都道府県では、役割分担が不明確な状況で派遣要請が行われた結果、自衛隊の派遣要請後に活動内容を調整することとなった例などがみられた（表 2-(3)-①）。

表 2-(3)-① 自衛隊との役割分担が不明確な状況で災害派遣活動が行われた例

No.	例の内容
1	自衛隊との役割分担について定めておらず、家畜の殺処分の際、自衛隊が作業に入る鶏舎や作業内容を決めることになった。自衛隊は、捕鳥、殺処分作業を受け持ち、県職員はポリバケツの運搬、フレコンバックへの投入等の後方支援を行った。
2	連続発生事例のうち、初発事例では派遣要請時に自衛隊が担当する作業範囲を明確にしておらず、体力的に優位で作業速度が速い自衛隊が結果的に大部分を殺処分することとなった。そのため、後発事例では、他の農場にまん延させるリスクが高い鶏舎を自衛隊が担当する対応を講ずることとし、自衛隊が殺処分を分担する鶏舎を派遣要請文書にも明記した。
3	自衛隊から県と自衛隊の業務分担を明確にすべきとの申入れがあり、県、自衛隊、農林水産省の三者による協議を行い、班編成、作業内容、対象豚舎の分担、優先順位等を整理したが、緊急性の高い豚舎を対応する自衛隊より県の担当分が早く終了する状況が発生した。その要因として、事後の検証では自衛隊から以下の意見が挙げられた。 i) 三者協議では豚舎のみによる調整で、豚種・豚数による考察は未実施であった。 ii) 自衛隊はシームレスな交代をしていたが、ローテーション時期に獣医等がそろわず、活動が停滞した。

(注) 当省の調査結果による。

また、自衛隊との役割分担を定めていた都道府県では、農林水産省による緊急性の高い作業の優先順位付けに関する指導が必ずしも認識されておらず、発生事例において、当初想定していた分担と異なり、より作業を限定して派遣要請を行うこととなった例がみられた（表 2-(3)-②）。

このような事例もみられたところ、農林水産省では、都道府県への優先順位付けの指導について、令和 3 年 3 月及び 10 月の防疫指針等の一部変更までの間は家畜伝染病発生時に個別に行われていたものの、平時においては、3 年 1 月及び 7 月に農林水産省が開催した都道府県担当者を対象とした 3 回の全国会議で説明が行われたのみとなっている。

表 2-(3)-② 自衛隊との役割分担が都道府県の定めの内容と異なった例

No.	例の内容
1	県防疫マニュアルにおいて、自衛隊の役割分担を、殺処分、焼埋却、消毒作業としており、さらに毎年、作業内容等についての自衛隊との打合せを行っていたものの、発生時において、農林水産省から、自衛隊で対応できるのは殺処分のみと説明を受け、当該作業のみ依頼した。
2	県で定める指針において、自衛隊の役割を i) 埋設場所の掘削、ii) 殺処分後の死体・汚染物品の運搬及び埋却、iii) 発生農場の清掃・消毒作業、iv) その他必要な活動と定めていたが、発生時における畜産課、防災統括室及び自衛隊リエゾンとの三者協議で、自衛隊から対応可能作業は殺処分のみとの提示を受けた。殺処分のみを対応することについて、事前に承知していなかった。

(注) 当省の調査結果による。

一方で、家畜伝染病発生時に自衛隊の派遣を要請した都道府県において、殺処分作業の進行管理が自衛隊主導となったことを踏まえ、自衛隊に依頼する作業内容について、緊急性を考慮して感染リスクの高い発生鶏舎に限定することとして役割分担の見直しを図った例がみられた（表 2-(3)-③）。

表 2-(3)-③ 自衛隊との役割分担の見直しを図った例

i) 発生事例において、自衛隊の作業速度が県職員と比較して大幅に早いことから作業の進行管理が自衛隊主導となったこと、ii) 農林水産省から、同省と防衛省との相談の結果、発生鶏舎やその隣接鶏舎など、感染リスクが高く緊急性が高いため優先的に殺処分を実施する必要がある鶏舎をまずは自衛隊に依頼し、その他の鶏舎は県担当とすることが妥当との助言があったことを踏まえ、県下最大規模農場における高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応計画では、自衛隊は、周囲の鶏舎への感染リスクが高い発生鶏舎及び隣接鶏舎を担当し、その他の鶏舎を県職員担当とした。
--

(注) 当省の調査結果による。